

主張

「子宮頸がん予防ワクチンを法定接種からはずすことを求める」

国によって接種が推進された子宮頸がんワクチンによる深刻な副作用が相次ぎ、国は「積極的な勧奨」を一時中止している。このワクチンは任意接種だったが、2010年11月から2013年3月末まで「子宮頸がん等ワクチン接種緊急促進事業」により特別に無料もしくは低額で接種されていた。この助成期限が切れるため、2013年4月1日から予防接種法が改正され、子宮頸がんワクチンは「定期の予防接種」に組み込まれた。ワクチンの副作用に苦しむ少女たちは、ハンマーで殴られるような激しい頭痛、関節や全身の痛み、けいれんや不随意運動のほか、記憶が失われて簡単な計算もできなくなる等の被害を訴えている。厚生労働省の報告書にある副作用は、きわめて多彩で一過性のものだけでなく、筋無力症、ギランバレー症候群、複合性局所疼痛症候群、全身性エリトマトーデス、散在性脳脊髄炎、多発性硬化症などの慢性疾患と診断される例もあり、死亡例もある。「全国子宮頸がんワクチン被害者連絡会」には、そんな少女たちの親から生々しい報告が200件以上寄せられていて、インターネットのYouTubeで、激しい副作用の様子を見ることができ、将来を考えると絶望的な気持ちになるという声も多い。予防接種法では、「疾病に対して免疫の効果をさせるため、疾病の予防に有効であることが確認されているワクチンを、人体に注射し、又は接種すること」と定義されている。ところが子宮頸がんワクチンは、有効性も確認されておらず、他のワクチンとは接種の目的、作用機序、製造法、副作用など多くの点で大きく異なる特殊なものなのである。

ウイルス疾患に対するワクチン接種の目的は感染の予防ではなく、発症の予防であるが、子宮頸がんワクチンは感染自体の予防を目的としている。当初、ワクチン接種の目的は子宮頸がんの予防と謳われていたが、感染の予防効果と子宮頸がんの予防効果との相関性は現時点では明確でなく、国内臨床試験では有効性の評価は実施されていない。ヒトパピローマウイルス(HPV)は、性交経験のある女性の半数以上が、一生に一度は感染するといわれるが、約90%が2年以内に消失する。残りの約10%で感染が持続し、さらにその約10%が前がん病変に進み、さらにその約10~15%ががんになる可能性があると言われている。厚生労働省は、2013年3月から公式文書の中では「子宮頸がん予防ワクチン」でなく「HPV感染症予防接種」と呼び始めた。

血液中にしか存在しないワクチンによる抗体が、粘膜の表面でウイルスを撃退できるのは、抗体が血液から粘膜に滲出するからだと考えられている。そのため、このワクチンは特別に抗体価を高く保つように設計され、アジュバント(免疫増強剤)が2種類添加されていて、免疫システムを最大限に刺激するようになっている。その結果、免疫システムに異常を来し、自己免疫疾患と同様の病態を生じると考えられ、アジュバント自体も、不妊などの長期的な影響が危惧されている。また、このワクチンは、安全性が疑問視されている遺伝子組み換え技術を使って製造されている。

HPVに既に感染してしまった人が、ワクチンを接種しても効果はない。そのため、性交経験のない女子への接種が推奨されていて、小学6年から高校1年までが接種勧奨の対象になっていることから、学校現場や家庭でワクチン接種が、性交経験の踏み絵とされかねない。このように問題が多く危険なワクチンが法定接種化されており、さらにアメリカのように「義務化」、「男児へも」、「接種しない児童生徒は登校禁止」と、進んでいく可能性もある。マイナンバー制が導入されたことにより将来は、ワクチン接種の履歴を政府は簡単に掌握できるようになり、データの民間利用への道も開かれる。自分の健康を自分で管理する権利までもが奪われようとしている今、まず、このHPVワクチンを法定接種からはずすことを求める。